



2015年1月1日以前に実施していた裾野
産業製品製造プロジェクトへの法人所得
税優遇措置に関してDECREE
218/2013/ND-CPを改正するDECREE
57/2021/ND-CP

2021年6月



裾野産業製品製造プロジェクトに対する法人所得税優遇に関する Decree 218/2013/ND-CPを改正する2021年6月4日付け政令 Decree 57/2021/ND-CP (“Decree 57”)が公布されました。

裾野産業に関連する支援政策は既に公布済みで2015年1月1日から施行されています。裾野産業に対する優遇措置としては、最高レベルの法人所得税優遇措置（4年間免税、9年間50%減税、および、15年間税率10%）の他にも、固定資産を形成する輸入貨物に対する輸入関税の免税、付加価値税の四半期申告、また、投資信用に関する優遇措置や土地・水面リース料の免除などがあります。

但し、裾野産業に対する優遇政策の適用に際しては障害もあり、2015年1月1日前に既に活動を開始していた裾野産業分野の企業に対してはこの優遇措置が適用されないことが障害の一つになっています。今回のDecree 57の公布は、裾野産業分野に対する優遇政策の制度を改善する効果的な政策だと見られています。特に、企業が公衆衛生問題への対処を余儀なくされ、マクロ経済状況にも課題が山積している現状で、ベトナムの経済発展を推し進める一助になると思われます。Decree 57の施行日は2021年6月4日です。

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、Decree 57が定める法人所得税優遇措置の適用に関する重要な事項をご案内申し上げたく存じます。具体的には以下の通りです。



優遇措置の適用 対象



裾野産業製品の製造プロジェクトに対する法人所得税優遇措置の条項は、Circular 21/2016/TT-BTC (“Circular 21”)に規定されています。これによれば、法人所得税優遇措置は、以下の条件を満たす企業が適用対象となります。

- 発展を優先する裾野産業製品リストに含まれる製品を製造する新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトで、先端技術法による先端技術のための裾野産業製品、または、繊維・縫製、皮革・履物、電子などの分野での裾野産業製品で国内ではまだ製造できない（既に製造している場合はEUの技術基準または同等の技術水準を満たす必要があります）製品であること。
- 管轄当局による裾野産業製品製造優遇措置確認書の発行を受けていること。

法人所得税優 遇措置を受ける ケースの追加

Decree 57では、裾野産業製品製造からの所得に対する法人所得税優遇措置を受ける条件を満たす企業のケースとして、以下の場合を追加しています。

- 
- (i) **何の法人所得税優遇措置も受けたことのない企業の場合**
管轄当局による裾野産業製品製造優遇措置確認書の発行を受けた税務年度から、裾野産業製品製造プロジェクトの条件に基づく法人所得税優遇措置を受けることができます。
 - (ii) **その他の優遇条件に基づく法人所得税優遇措置を既に受け終わった企業の場合**
管轄当局による裾野産業製品製造優遇措置確認書の発行を受けた税務年度から、残りの期間の間において、裾野産業製品製造プロジェクトの条件に基づく法人所得税優遇措置を受けることができます。
 - (iii) **その他の優遇条件に基づく法人所得税優遇措置を現在受けている企業の場合**
管轄当局による裾野産業製品製造優遇措置確認書の発行を受けた税務年度から、残りの期間の間において、裾野産業製品製造プロジェクトの条件に基づく法人所得税優遇措置を受けることができます。



「優遇措置の残りの期間」の計算方法

(裾野産業製品に関する条件とは異なる)その他の条件に基づいた法人所得税優遇措置を既に受け終わったまたは受けている最終である企業に対して、「優遇措置の残りの期間」は、裾野産業製品製造プロジェクトの条件に基づく法人所得税優遇期間から、その他の条件に基づいて得た免税年数、減税年数、優遇税率を受ける年数を引いて計算します。

- 残りの免税期間は、裾野産業製品製造プロジェクトの条件に基づく免税期間から、その他の条件に基づいて既に免税を受けた期間を引きます。
- 残りの減税期間は、裾野産業製品製造プロジェクトの条件に基づく減税期間から、その他の条件に基づいて既に減税を受けた期間を引きます。
- 優遇税率を受ける残りの期間は、裾野産業製品製造プロジェクトの条件に基づく優遇税率期間から、その他の条件に基づいて既に優遇税率を適用された期間を引きます。

GRANT THORNTON VIENAMからのご提案

以下の検討をご提案致します。

- 現行の税務政策を詳細に研究して、自社が条件を満たしていないか、適用可能な裾野産業製品に対する税務優遇措置がないかを調べます。
- 上記の結果に基づいて、対費用効果を分析して、最大限の節税効果を得るために裾野産業製品製造優遇措置確認書の申請や法人所得税優遇措置の適用手続きを行うべきか否かの検討をします。

裾野産業製品製造優遇措置確認書の申請や裾野産業製品製造プロジェクトに関わる優遇措置の適用などに関して何かご不明な点などございましたら、ご遠慮なく、弊社Grant Thornton Vietnamの専門家へお問い合わせ下さい。



Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



grantthornton.com.vn

© 2021 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.